

摂食障害対策支援の充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

神経性やせ症や神経性過食症などの摂食障害は、社会構造の変化による心理的ストレスの増大等が大きく関係した疾患であり、患者数は増加傾向にあると言われている。また、自覚症状が乏しく、発見の遅れ、治療の長期化等が問題視されており、医療提供者、患者及び家族の負担は甚大である。

摂食障害は、身体合併症状等の生命の危険を伴うこともあり、早期の発見、栄養療法、心理療法等の一体的な治療を受けることができる総合的な医療体制の構築が求められている。

本県では、摂食障害の相談支援等を目的とした摂食障害支援拠点病院の指定に向け本年度に予算が確保されたことで、専門的な治療を受けられる環境の整備、患者の早期発見等が期待されるが、安定的に事業を継続するためには、十分な財源確保が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、摂食障害対策支援の充実のため、摂食障害治療支援センター設置運営事業の補助率の引上げ等の財政措置を講ずるよう強く要請する。